

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人 事 課
◎ 告 示	
・一般競争入札の参加者の資格等	スマート県庁推進課
○長崎県福祉保健部子ども政策局関係補助金等交付要綱の一部改正	こども未来課
・保安林の指定(2件)	林 政 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂 防 課
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	スマート県庁推進課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧(3件)	砂 防 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課

規 則

大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第4号

大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(平成19年長崎県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人) 第4条 研修費用償還条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1)～(3) 略 (4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人 (5) <u>公益的法人等</u> への職員の派遣等に関する条例(平成14年長崎県条例第4号)第2条第1項に規定する特定法人 (6) 略 (職員としての在職期間に含まれる休職の期間)	(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人) 第4条 研修費用償還条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1)～(3) 略 (4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人 (5) <u>公益法人等</u> への職員の派遣等に関する条例(平成14年長崎県条例第4号)第2条第1項に規定する特定法人 (6) 略 (職員としての在職期間に含まれる休職の期間)

第8条 研修費用償還条例第3条第3項第1号の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長崎県条例第17号）第3条第1項に規定する派遣職員（次条第1号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員（次条第1号において「団体派遣職員」という。）の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所と見なした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第1号において同じ。）を公務とみなす。

第12条 研修費用償還条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する研修費用償還条例第4条の各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)及び(2) 略

(3) 国家公務員法第81条の6第1項の規定により退職した場合（同法第81条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

(4)及び(5) 略

第8条 研修費用償還条例第3条第3項第1号の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長崎県条例第17号）第3条第1項に規定する派遣職員（次条第1号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員（次条第1号において「団体派遣職員」という。）の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所と見なした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第1号において同じ。）を公務とみなす。

第12条 研修費用償還条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する研修費用償還条例第4条の各号列記以外の部分の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)及び(2) 略

(3) 国家公務員法第81条の2第1項の規定により退職した場合（同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

(4)及び(5) 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第91号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

第2次本庁舎ネットワーク機器等の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和5年3月3日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
- (ア) 登記簿謄本
 (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
 (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕 095-895-2881
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない

い。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第92号

長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第419号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） こども未来課関係						別表（第2条関係） こども未来課関係					
区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～19 略						1～19 略					
20	長崎県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金	登園管理システムの普及、送迎用バスの安全装置改修支援など、幼児の安全を守るための支援を行うことにより、幼児の安全対策の強化を図る。	幼児の送迎用バスへの安全装置の装備、登園管理システム及び幼児の見守りタグ（GPS）の導入に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町及び幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）の設置者						
21～25 略						20～24 略					
こども家庭課関係						こども家庭課関係					

区分	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～23 略					
24	長崎県 出産・育児 支援補助金	出産・育児等の見通しを立てるために必要な伴走型相談支援の充実と妊婦等に対する用品購入や子育てサービス利用負担軽減のための経済的支援を一体として実施する市町を支援する。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	予算の範囲内で知事が別に定める額	市町

長崎県告示第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
対馬市上対馬町小鹿字在家86・97（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第94号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
東彼杵郡波佐見町金屋郷字下ノ原1193の1、1193の3、1199の1から1199の3まで、字松山1213、1214
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ノ原1199の1

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び波佐見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第95号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		金堀町		
所在地	市町名	大字	字	地番
		長崎市	金堀町	

公 告

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

第2次本庁舎ネットワーク機器等の賃貸借及び保守

(1) 借入物品及び数量

要求仕様書による。

(2) 借入物品の特質等

要求仕様書による。

(3) 借入期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

(4) 納入場所及び条件

要求仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で

ないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別紙要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、令和5年3月16日17時00分までに提出しなければならない。また、5の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

4 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和5年3月3日17時00分

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2233

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（場所）長崎県総務部スマート県庁推進課

長崎県総務部スマート県庁推進課のホームページ上にも掲載する。

長崎県総務部スマート県庁推進課ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>

（期日）この公告の日から令和5年3月16日17時00分まで

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

（期日）令和5年3月30日13時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和5年3月29日17時00分（必着）

（提出先）長崎県総務部スマート県庁推進課

（その他）郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。た

だし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき（機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む）。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む）。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。
- (19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:

Contract for lease and maintenance of network devices and related equipments for Nagasaki prefectural office.

(2) Lease period:

January 1, 2025 through December 31, 2029

(3) Delivery place:

Please see attached information

(4) Time-limit for tender by registered Mail:

5:00 pm. March 29, 2023

(5) Date and time for the opening of tender:

1:30 pm. March 30, 2023

(6) Point of contact:

Information Technology Division,
Smart Prefecture Development Division,
Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2233

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧期間 令和5年2月14日から令和5年2月27日まで（土日祝日を除く勤務時間内）

2 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、佐世保市役所世知原支所、佐世保市役所吉井支所、吉井地区コミュニティセンター、佐世保市役所小佐々支所、小佐々地区コミュニティーセンター

3 縦覧の対象となる地域と土砂災害の種類

- (1) 佐世保市世知原町、吉井町、小佐々町
急傾斜地の崩壊、土石流

4 意見書の提出

- (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき佐世保市長に意見聴取を求める際に添付する。
- (4) 提出先

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25

県北振興局建設部砂防防災課

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和5年2月14日から令和5年2月27日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 五島振興局建設部河港課、五島市役所奈留支所
- 3 縦覧の対象となる地域と土砂災害の種類
 - (1) 五島市奈留町
急傾斜地の崩壊、土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき五島市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒853-0007 五島市福江町7-1
五島振興局建設部河港課

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和5年2月14日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和5年2月14日から令和5年2月27日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 長崎振興局建設部砂防課、長崎市役所土木部土木防災課、長崎市北総合事務所地域整備課、琴海さざなみ会館、張岳集落センター、琴海文化センター、奥山集会所
- 3 縦覧の対象となる地域と土砂災害の種類
 - (1) 長崎市琴海地区、本河内4丁目
急傾斜地の崩壊、土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの

の又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき長崎市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒852-8134 長崎市大橋町11-1
長崎振興局建設部砂防課

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年2月14日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 検定を行う警備業務の種別及び区分

貴重品運搬警備業務2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和5年5月18日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 場所

長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 長崎県内に住所を有する者

(2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和5年2月20日（月）から同年	午前9時から午後4時まで。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警

3月1日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	ただし、午後0時から午後1時までを除く。	備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
-------------------------------	----------------------	---------------------------------

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(イ) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(ロ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

6 検定手数料

16,000円

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係(警備業担当)(電話 095-820-0110 内線3185)

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
弥ト